

平成 25 年 7 月 1 日

## 「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」

光製薬株式会社

光製薬株式会社（以下、当社）は、このたび「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」（以下、本方針）を自社の指針として定め、当社の事業活動に伴う医療機関・医療関係者等への資金提供実績の情報を公開いたします。

### 1. 目的

当社と医療機関・医療関係者等との関係の透明性及び信頼性を確保することにより、当社の事業活動が医学・薬学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、及び企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的としています。

### 2. 公開方法

当社のウェブサイト等を通じ、医療機関等・大学・団体・医療関係者への前年度分の費用提供について公開対象項目 A～E を当該年度の決算終了後に公開します。

### 3. 公開開始時期

2013 年度分（2013 年 4 月～2014 年 3 月）を翌年度の 2014 年度より情報公開を開始し、以後毎年継続します。

### 4. 公開対象項目

以下の A～E の項目を情報公開の対象とします。情報公開の基本は年間の総額とし、医療機関関係者との利益相反に関連する B、C の項目については、個別に公開の了承を得たうえで公開します。

#### A. 研究費開発費等

本方針で定める研究費開発費とは、公的規制のもとで実施される各種試験、報告、調査等（臨床試験、治験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症症例報告、副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等）及び、企業が独自に行う調査等の費用が含まれる。

- ・ 共同研究費 : 年間の総額
- ・ 委託研究費 : 年間の総額
- ・ 臨床試験費 : 年間の総額
- ・ 製造販売後臨床試験費 : 年間の総額

- ・不具合・感染症症例報告費：年間の総額
- ・副作用・感染症症例報告費：年間の総額
- ・製造販売後調査費：年間の総額

## B. 学術研究助成費

本方針で定める学術研究助成費とは、医療技術の学術振興や研究助成を目的として行われる奨学寄付金、一般寄付金、および学会の会合開催費用を支援するための学会寄付金、学会共催費が含まれる。

- ・奨学寄付金  
○○大学○○教室：○○件○○円
- ・一般寄付金  
○○大学（○○財団）：○○件○○円
- ・学会寄付金  
第○回○○学会（○○地方会・○○研究会）：○○円
- ・学会共催費  
第○回○○学会○○セミナー：○○円

## C. 原稿執筆料等

本方針で定める原稿執筆料等とは、自社販売の医薬品の適正使用等に関する情報等提供のための講演や原稿執筆、コンサルティング等業務の依頼に関する費用が含まれる。

- ・講師謝金  
○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円
- ・原稿執筆料・監修料  
○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円
- ・コンサルティング等業務委託費  
○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円

## D. 情報提供関連費

本方針で定める情報提供関連費とは、医療関係者に対する自社医療器・医薬品等の適正使用、安全使用の情報提供に必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれる。

- ・講演会費  
年間の件数・総額
- ・説明会費  
年間の件数・総額
- ・医学・薬学・医療工学関連文献等提供費  
年間の総額

## E. その他の費用

本方針で定めるその他の費用とは、社会的礼儀としての接遇等の費用が含まれる。

- ・ 接遇等費用

年間の総額

## 5. 医療機関等の定義

本方針で定める医療機関とは、以下の通りとします。

- ・ 医療機関とは、病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他医療を行なうもの及びCROを含む医療関連研究機関等といたします。
- ・ 医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、臨床工学士、栄養士、その他の医療の担い手といたします。
- ・ 大学は、医学、薬学系の大学とします。
- ・ 関係団体とは、医療に関する学会、財団法人、一般法人、研究会、NPO法人等とします。

## 6. 個人情報の取扱い

当社のプライバシーポリシーに則り、公開情報に関する医療関係等及び関係団体の名称、入用関係者名、提供費用及び件数等の情報は適切に管理を行い、目的以外には利用いたしません。

以上